

JA広島市

預入期間:1年

組合員
限定
組合
限定

金利上乘せ 定期貯金(2024年度末)

適用
金利

年

0.35%

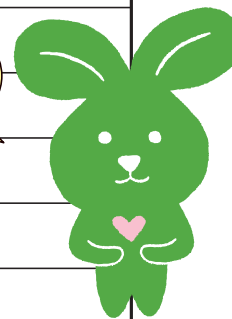
(税引後年:0.278%)

JA広島市の管内にお住まいの方なら1,000円からのご出資でJA広島市の組合員にご加入いただけます。

〈取扱期間〉
令和7年 2月14日(金) ▶ 令和7年 3月31日(月)

ご利用いただける方	当組合の組合員である個人 ※新たに組合員にご加入される方も対象となります。
対象商品	自動継続スーパー定期〈単利型〉
お預入期間	定型方式1年(自動継続:元金継続または元利金継続)
お預入金額	20万円以上1,000万円未満(1契約あたり)
中途解約	やむを得ず中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用します。
お預入条件	新規資金20万円以上のお取り扱いとなります。

詳しくは窓口まで
お問い合わせ
ください。



詳しくは窓口までお問い合わせください。

「JA広島市 組合員限定金利上乗せ定期貯金(2024年度末)」

(自動継続スーパー定期<単利型> 1年定期)

商品名	◇自動継続スーパー定期<単利型> 愛称:「JA広島市 組合員限定金利上乗せ定期貯金(2024年度末)」		
ご利用いただける方	◇当組合の組合員である個人		
取扱期間	◇令和7年2月14日(金)～令和7年3月31日(月) なお、令和7年4月1日(火)に満期となる「JA広島市30周年記念企画 組合員限定金利上乗せ定期貯金2」については、満期金額に20万円以上の増額により令和7年4月1日(火)の取扱いが可能です。		
預入方法 (1) 預入期間 (2) 預入方法 (3) 預入金額 (4) 預入単位	◇定型方式 1年(自動継続:元金継続または元利金継続) ◇一括預入 ◇20万円以上1,000万円未満(1契約あたり) ※新規資金20万円以上のお取り扱いとなります。JA広島市の当座性貯金からの振替については、期間中に振込まれたもののみ対象となります。 また、定期貯金・定期積金の満期金にてご契約いただく場合は、満期金額に20万円以上を増額いただくことが必要です。 ◇1円単位		
払戻方法	◇満期日以後に一括して払い戻します。		
利息 (1) 適用金利ならびに 金利情報の入手方法 (2) 利払時期 (3) 計算方法 (4) 税金	<table><thead><tr><th>適用金利</th></tr></thead><tbody><tr><td>年0.35%(税引後 年0.278%)</td></tr></tbody></table> <p>◇預入時の約定利率を満期日まで適用します。満期日以後、自動継続時の金利は、その時点での店頭表示金利となります。 ※店頭表示金利については、支店窓口およびJA広島市のホームページにてご確認くださいませ。 ◇満期日以後に一括してお支払いいたします。 ◇付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ◇20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</p>	適用金利	年0.35%(税引後 年0.278%)
適用金利			
年0.35%(税引後 年0.278%)			
手数料	-		
付加できる特約事項	◇総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率となります。) ◇マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用ができます。 ◇通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。		
中途解約時の取扱い	◇満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満…解約日における普通貯金の利率 ②預入期間が6か月以上1年未満…約定利率×20% ※ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。		
貯金保険制度(公的制度)	◇保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては当JA各支店または金融管理部 事務集中課(電話:082-831-5920)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ◇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会(電話:082-225-1600)を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA金融管理部 事務集中課またはJAバンク相談所にお申し出ください。		
その他参考となる事項	◇満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。		

●商品概要説明書をご用意しております。

2025年2月14日現在

《詳しくはお近くのJAへ》

◎詳しくは下記に記載してあるお近くのJA広島市の各支店でご確認ください。

JA広島市

検索

広島市中区

●大手町支店 ☎082-241-3950

広島市東区

●温品支店 ☎082-289-0891

●福田支店 ☎082-899-2004

●戸坂支店 ☎082-229-0821

広島市南区

●東雲支店 ☎082-281-1514

広島市西区

●古江支店 ☎082-271-5503

●観音支店 ☎082-232-1329

●己斐駅前支店 ☎082-271-1822

●横川支店 ☎082-231-2512

広島市安佐南区

●中筋支店 ☎082-870-4111

●祇園支店 ☎082-874-0031

●原支店 ☎082-874-3321

●安支店 ☎082-878-8011

●伴支店 ☎082-848-1121

●八木支店 ☎082-873-2211

●緑井支店 ☎082-877-1181

広島市安佐北区

●可部支店 ☎082-814-2424

●深川支店 ☎082-842-1131

●落合支店 ☎082-842-4501

●小河原支店 ☎082-844-0111

●白木支店 ☎082-828-1234

●三田支店 ☎082-829-0002

●安佐支店 ☎082-810-2039

広島市安芸区

●矢野支店 ☎082-888-1121

広島市佐伯区

●五日市中央支店 ☎082-922-2115

●三和支店 ☎082-928-0507

●砂谷支店 ☎0829-86-0133

安芸郡府中町

●府中支店 ☎082-281-5814

山県郡安芸太田町

●加計支店 ☎0826-22-0525

●戸河内支店 ☎0826-28-2246

山県郡北広島町

●豊平支店 ☎0826-83-1111

●芸北支店 ☎0826-35-0211